

参 考 资 料

■須賀川市食料・農業・農村基本条例

平成 23 年 3 月 24 日条例第 8 号

須賀川市の農業は、西の那須連邦と東の阿武隈山地の懷に抱かれ、阿武隈川や釈迦堂川などにより形成された肥沃な大地を中心に、恵まれた自然環境と地域特性を生かしながら、先人たちの英知と累々と積み重ねてきた努力のもと、多種多様な農産物が生産され、これまで安全で安心な食料の確保と安定的な供給を通して、市民生活の向上と地域社会の発展に大きな役割を果たしてきた。

また、農業及び農村は、心に潤いを与える美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能を有し、その恩恵を全ての市民が広く享受しており、私たちの社会生活を支える貴重な共有財産である。

しかしながら、農業及び農村を取り巻く環境は、農産物の輸入自由化、食料の消費に関する構造の変化、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など大きく変化している。

このような状況の下で、本市の農業及び農村の持続的な発展を具現化するためには、農業者自らの努力はもとより、市民一人ひとりが、農業及び農村に対する理解と知識を深め、認識を広く共有するとともに、それぞれの役割を主体的に担っていく必要がある。

このような考え方に立ち、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継ぐため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、食料、農業及び農村の在り方についての基本理念を定め、並びに市、農業者、農業団体、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、持続的に発展する農業の確立及び豊かな住みよい地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内で自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- (3) 市民 市内に住所又は土地を有する者及び市内に勤務又は通学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内で食品産業に関連する事業活動を行う法人及びその他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 食料は、人の生命の維持に欠くことのできないものであることから、食の重要性に対する理解の促進及び地域特有の食文化の継承を図り、地域で生産される農

産物が地域内で流通及び消費され、将来にわたって安全で安心な食料が安定的に供給されなければならない。

2 農業は、農産物の供給機能及び国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能（以下「多面的機能」という。）の重要性に考慮し、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業が確立されるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備を積極的に推進し、その振興及び活性化を図ることにより、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念を実現するため、食料、農業及び農村に関する総合的な施策を策定し、推進しなければならない。

2 市は、国、県、農業者及び農業団体と連携し、前項の施策の実施に取り組むよう努めなければならない。

（農業者及び農業団体の責務）

第5条 農業者及び農業団体は、安全で安心な食料の安定的な供給及び農村におけるコミュニティづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むように努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割についての理解を深めるとともに、地域で生産された農産物の積極的な消費に努め、農業及び農村の持続的な発展に協力するものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、その事業活動において、地域で生産された農産物を積極的に使用及び活用し、普及促進に努めるとともに、安全で安心な食品を消費者に安定的に供給することにより、農業及び農村の持続的な発展に協力するものとする。

（基本的な施策）

第8条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本的な施策として、施策相互の連携を図りつつ推進しなければならない。

- (1) 安全で安心な農産物の確保及び安定的な供給に必要な施策
- (2) 健全な食生活への理解促進及び地域特有の食文化の継承に必要な施策
- (3) 農業及び農村に関する情報の発信並びに生産者及び消費者の交流の促進に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤の整備並びに優良農地の確保及び活用に必要な施策
- (5) 効率的かつ安定的な農業経営体を目指した多様な担い手の育成及び確保に必

要な施策

- (6) 需要に即した収益性の高い農業経営及び競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 地域で生産される農産物の流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 産学官共同による農業関連技術の研究開発及び製品化の促進に必要な施策
- (9) 環境保全型農業の推進に必要な施策
- (10) 農業及び農村が有する多面的機能を発揮するための環境整備の推進に必要な施策

(食料・農業・農村基本計画)

第9条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、須賀川市食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見が反映されるよう十分配慮するとともに、第11条に規定する須賀川市食料・農業・農村審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ基本計画を見直すものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況をとりまとめ、毎年公表するものとする。

(食料・農業・農村審議会)

第11条 食料、農業及び農村に関する事項について調査審議するため、須賀川市食料・農業・農村審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

(委任)

第12条 前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、須賀川市食料・農業・農村基本条例（平成 23 年須賀川市条例第 8 号）第 12 条の規定に基づき、須賀川市食料・農業・農村審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 農業者
- (3) 農業団体を代表する者
- (4) 消費者団体を代表する者
- (5) 事業者団体を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審議会及び部会(以下「審議会等」という)において、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会等において意見を述べることができる。

4 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



■須賀川市食料・農業・農村審議会委員名簿（任期：平成29年12月4日～平成31年12月3日）

| No. | 区分 | 団体・役職 | 役 職 | 氏名 | 備考 |
|-----|-------------|------------------------|-------------|-------|-----|
| 1 | 農業団体 代表 | 夢みなみ農業協同組合 | 代表理事 組合長 | 橋本 正和 | 会長 |
| 2 | 農業団体 代表 | 須賀川市農業委員会 | 会 長 | 和田 博文 | 副会長 |
| 3 | 農業団体 代表 | 須賀川市土地改良区 | 理事長 | 小 抜 勲 | |
| 4 | 農業団体 代表 | 須賀川市認定農業者会 | 会 長 | 森田 正樹 | |
| 5 | 農業団体 代表 | ふくしま中央森林組合 | 代表理事 組合長 | 永沼 幸人 | |
| 6 | 農業団体 代表 | (公財)須賀川市農業公社 | 副理事長 | 小針 武夫 | |
| 7 | 消費者団体 代表 | 須賀川市食生活改善推進委員会 | 会 長 | 佐藤 良子 | |
| 8 | 事業団体 代表 | 須賀川商工会議所 | 会 頭 | 渡邊 達雄 | |
| 9 | 学識経験者 | 福島県県中農林事務所 須賀川農業普及所 | 所 長 | 佐藤 利朗 | |
| 10 | 農業者 | — | — | 横田 祐子 | |
| 11 | 農業者 | — | — | 服部 久夫 | |
| 12 | 農業者 | — | — | 佐藤 真理 | |
| 13 | 農業者 | — | — | 桑名 祐一 | |
| 14 | 公募委員 | — | — | 石井 文雄 | |
| 15 | 公募委員 | — | — | 秋山 聖子 | |

■審議会への諮問（策定時）

24農第252号

平成24年8月8日

須賀川市食料・農業・農村審議会

会長 橋本正和様

須賀川市長 橋本克也

「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の策定について（諮問）

本市の食料、農業及び農村の振興の指針となる「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の策定にあたり、貴審議会のご意見を伺います。

■審議会からの答申（策定時）

平成25年1月31日

須賀川市長 橋本克也様

須賀川市食料・農業・農村審議会

会長 橋本正和

須賀川市食料・農業・農村基本計画について（答申）

平成24年8月8日付け24農第252号で諮問ありましたこのことについて、パブリックコメント及び関係機関等から寄せられた意見を踏まえ慎重に審議を重ねた結果、「須賀川市食料・農業・農村基本計画(案)」として、下記の意見を添えて別紙のとおり答申いたします。

記

- 1 市においては、本答申に基づき「須賀川市食料・農業・農村基本計画」を速やかに策定すること。
- 2 農業従事者の減少や高齢化などの課題に加え、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた本市の基幹産業である農業の復旧・復興をはじめ、安全・安心な食料の供給及び農業・農村の持続的発展が図られるよう、本計画に基づく具体的な施策を着実かつ計画的に推進すること。
- 3 本計画の推進に当たっては、農業者、農業団体、市民、事業者の理解と参加が不可欠であることから、市民に対して積極的に周知を図り、「市民との協働」の理念に基づき、魅力ある食料・農業・農村づくりを推進すること。
- 4 本計画の実行性が確保されるよう、常に農業の動向を的確に捉え、計画を適時適切に見直すとともに、数値目標の達成状況について定期的な評価を行い、各種農業施策の具現化に努めること。

■審議会への諮問（改定時）

29農 第592号

平成29年12月4日

須賀川市食料・農業・農村審議会

会長 橋本正和様

須賀川市長 橋本克也

「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の中間見直しについて（諮問）

本市の食料、農業及び農村の振興の指針となる「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の中間見直しにあたり、貴審議会のご意見を伺います。

■審議会からの答申（改定時）

平成30年3月15日

須賀川市長 橋本克也様

須賀川市食料・農業・農村審議会

会長 橋本正和

「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の中間見直しについて（答申）

平成29年12月4日付け29農第592号で諮問がありました「須賀川市食料・農業・農村基本計画」の見直し案について、須賀川市食料・農業・農村基本条例第11条第2項に基づき慎重に審議を重ねた結果、適当と認め、下記の意見を添えて答申します。

記

- 1 本市の基幹産業である農業について、安全・安心な食料の供給及び農業・農村の持続的発展が図られるよう、本計画に基づく具体的な施策を着実かつ計画的に推進すること。
- 2 本計画の推進に当たっては、農業者、農業団体、市民、事業者の理解と参加が不可欠であることから、市民等に対して積極的に周知を図り、「市民との協働」による魅力ある食料・農業・農村づくりを着実に推進すること。
- 3 本計画に基づく各種農業施策の推進に当たっては、数値目標の達成状況について定期的な評価を行うとともに、常に農業の動向を的確に捉え、実効性が確保されるよう努めること。

◆用語解説

あ

- **エコファーマー**（P31 他）

1999年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）に基づいて、堆肥などによる土づくりを基本とした化学肥料、化学農薬の使用量を慣行栽培から20%低減する、持続性の高い農業生産方式のこと。

か

- **GAP**（P12 他）

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）のこと。

農業において、ある一定の成果を得ることを目的として、実施すべき手法や手順などをまとめた規範。または、それが適正に運用されていることを審査・認証する仕組みのこと。

- **環境保全型農業直接支払交付金制度**（P31）

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する国の交付金制度のこと。

- **グリーンツーリズム**（P13 他）

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

- **経営所得安定対策**（P13 他）

経営が不安定な農業者を支援するため、国が農家に対し、米などの農産物の販売価格と生産コストの差額を直接交付する制度のこと。

- **耕畜連携**（P14 他）

米や野菜などを生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に田畑で飼料用米や飼料作物等を生産し、家畜の飼料やわらを供給するなど、耕種農家と畜産農家が連携を図ること。

さ

- **自給的農家**（P7 他）

経営耕地面積が10a以上30a未満、または、10a未満でも年間の農産物販売金額が15万円以上50万円未満である農家のこと。

- **集落営農** (P12 他)

集落単位で農家が営農について話し合い、合意に基づき、共同で作業をしたり、機械や施設を共同利用しながら、集落ぐるみで営農活動を行うこと。

- **食農教育** (P12 他)

「食料」がもつ多様な役割の大切さを学ぶとともに、「食料」を支える「農業」について知識を習得したり、体験を通じて学ぶこと。

- **収入保険制度** (P13 他)

品目の枠にとらわれず、すべての農業経営品目を対象とし、農業経営者ごとの収入全体を見ることによって、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険制度のこと。(平成 31 年 1 月創設)

- **制度資金** (P25 他)

国や自治体が J A や日本政策金融公庫等と協力して、政策に合致する経営を行う農業者等に対し、長期・低利な資金を供給するために設けられた融資制度のこと。

た

- **第 1 種兼業農家** (P7)

世帯員のなかに兼業従事者が一人以上おり、かつ、農業所得が兼業所得よりも多い農家のこと。

- **第 2 種兼業農家** (P7)

世帯員のなかに兼業従事者が一人以上おり、かつ、兼業所得が農業所得よりも多い農家のこと。

- **多面的機能** (P13 他)

農業が持っている多様な機能のこと。特に、生態系の維持機能、温暖化防止機能、保水機能、景観保全機能など、生産機能以外の数多くの機能のこと。

- **多面的機能支払交付金制度** (P31 他)

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する国の交付金制度のこと。

- **団地化** (P28)

農業経営の効率化を図るために、同一の作物を栽培している農地を集積すること。

- **地域コミュニティ** (P34)

町内会や行政区など、一定の地域を基盤として、そこに暮らす地域住民が構成員となり、お互いに交流を持ちながら、地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開する住民組織などのこと。

- **地産地消** (P12 他)

地元生産・地元消費を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

- **中山間地域等直接支払制度** (P31 他)

農業生産条件の不利な中山間地域等において農用地を維持・管理していくための農業生産活動等を支援する国の交付金制度のこと。

- **特別栽培** (P12 他)

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、化学合成農薬、化学肥料双方を「慣行栽培の5割以上」減らして栽培すること。

- **トレーサビリティ** (P12 他)

生産・処理・加工・流通・販売等の食品供給工程の各段階で、仕入先、販売先などを記録し、この情報の追跡と遡及を可能とする仕組み。

な

- **認定農業者** (P11 他)

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人のこと。

- **農地中間管理事業** (P24)

農地中間管理機構が、県内を事業実施地域として、農用地を借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、担い手へ貸し付ける事業のこと。

- **農地利用集積円滑化事業** (P24)

市、J A並びに(公財)須賀川市農業公社などの農地利用集積円滑化団体が、市内を事業実施地域として、農用地を買い入れ又は借り受け、担い手へ売渡し又は貸し付ける事業のこと。

- **農業振興地域整備計画** (P26)

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。

は

- バイオガス (P32)

生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚泥、汚水、ごみ、エネルギー作物などの発酵、嫌気性消化により発生する、再生可能なガスのこと。

- バイオマス (P32)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされる。

- 販売農家 (P7 他)

経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家のこと。

や

- 有機栽培 (P12 他)

化学合成農薬、化学合成肥料、除草剤などを使用せず、農産物を生産する栽培方法のこと。

ら

- 6次産業化 (P12 他)

第1次産業である農産物の生産に取り組む農家や農業生産法人等が、加工・製造（第2次産業）や流通販売（第3次産業）までを独自に取り組むこと。又は、第2次産業及び第3次産業と連携した業務展開により、経営の多角化を図ること。



発行 須賀川市
編集 須賀川市産業部農政課
〒962-8601
福島県須賀川市八幡町 135 番地
TEL(0248)88-9138
FAX(0248)72-9845
ホームページアドレス
<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp>
発行日 平成 30 年 3 月



須賀川市